

令和4年7月20日

第7回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第7回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年7月20日(水) 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室(1・2・3)

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
		委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員 19番 ○○○○○

5 議事録署名委員

12番 ○○○○○ , 13番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室			農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和4年7月20日(水) 午前10時22分

令和4年第7回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第57号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第58号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第59号 | 農地転用事業計画変更申請について |
| 議案第60号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第61号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第62号 | 非農地証明願について |
| 議案第63号 | 農地の用途変更届(200㎡未満)について |
| 議案第64号 | 農用地等のあつせんについて |
| 議案第65号 | 農用地利用集積計画について(利用権設定) |
| 議案第66号 | 農用地利用集積計画について(所有権移転) |

(2) 報告第7号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第7回農業委員会総会

令和4年7月20日（水） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。6月、7月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、19番○○○○○委員が病気療養の為、欠席です。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第7回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。12番○○○○○委員、13番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第57号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

受理番号末吉63号について、7月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉64号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が松山町ですが、申請地まで車で10分程度で、営農に支障はないと思われま。土地の所有者が遠方にいる事から40年前位から耕作していたもので、今回許可を得て土地を所有しようとするものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続いて、受理番号末吉65号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で10分程度で、営農に支障はないと思われま。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷やダイコンを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○11番委員（○○○○○）

受理番号末吉66号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳以上ですが、息子さんが都城市に住んでいる為、支障はないものと思いま。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、貸人と借人は兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号末吉67号について、7月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉68号について、7月14日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用

要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

受理番号大隅69号について、7月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ソバ等の露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

受理番号大隅70号について、7月9日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、畑には甘藷、田には水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第57号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第58号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12番委員（○○○○○）

受理番号末吉32号について、7月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、野田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで宅地、西が畑、南が畑、北が宅地があります。目的実現の確実性は、一般住宅を設置する具体的計画があり確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で437㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路・側溝に放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんと調査致しました。続きまして、受理番号末吉33号について、7月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野北自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が市道を挟んで宅地、北が宅地があります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、畜舎・倉庫への通路、宅地拡張を整備する面積として550㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は側溝に放流し、牛舎は、オガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思います。被害防除

につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地に該当し、畜舎・倉庫への通路、宅地拡張を整備しており、農地への復元も困難である事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 34 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野北自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が宅地と畑、北が市道を挟み畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、2 筆の所要面積 1,147 m²に、423 m²の牛舎・倉庫は同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は側溝に放流し、牛舎は、オガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・倉庫を整備しており、農地への復元も困難である事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 35 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、有持下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が市道を挟んで宅地、北が転用許可済の牛舎であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫・車庫・堆肥舎を設置する面積 780 m²は、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は側溝に放流し、堆肥舎は、オガクズ処理後、堆肥化するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、隣接地から 2 m としており影響ないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫・車庫・堆肥舎を整備しており、農地への復元も困難である事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 36 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、上之馬場自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、一般住宅を設置する具体的計画があり実現確実です。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を設置する 600 m²は、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は南側にある側溝に放流し、公共下水道に放流するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、特に問題ないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 37 号について、7 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、おりた自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が市道を挟んで宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、農業用倉庫を設置する事で確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、所要面積 187 m²に農業用倉庫 1 棟 72 m²を設置するもので適当と思ひます。排水等については、雨水のみで、自然流下して側溝に放流するので支障はないと思ひます。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は農用地からの用途変更で農業用施設用地に該当します。農業用倉庫を設置する届け出があり、用途変更やむを

得ないとの意見の一致をみました。なお、1筆のうち部分変更となりますが、問題ないとの確認を農振担当に確認してあります。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第58号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第59号農地転用事業計画変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、7月11日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が道路、北が畑であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、第二種農地の市街地近接農地に該当します。計画面積については、建売住宅9棟、2,938.84㎡を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は、市公共下水道に放流します。被害防除につきましては、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われまます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、令和2年12月に建売住宅に転用する目的で5条許可を得ましたが、資材高騰のため事業継続を断念したものです。本来ならば、前所有者に所有権を戻し、許可取り消しをするものですが、既に土地代金が前所有者に支払われており、所有権移転登記も完了し、造成工事も終了している事から、所有権を戻さず当初の計画者から事業継承者へ計画変更するものです。ついては、当初の事業計画断念している事から、事業計画変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第59号農地転用事業計画変更申請について許可相当の意見を付して県知事へ進達する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第60号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉50号について、7月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 62 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、掛上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写し、資金提供承諾書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、貸駐車場を整備する面積として一体利用し、申請地 150 m²と合わせて 524.71 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思ひます。排水等については、雨水は、東側宅地に沿って、市道側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除については、北側に畑が隣接している為、高さ 40 cm のブロック塀を積み、又、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、貸駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみましました。今日、皆様に資料が配られていると思ひますが、予定契約者が既に 6 台あるようです。調査員は、私と○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 63 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、高岡上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が県道を挟んで宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から実現確実と思ひます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 492 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○11 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 64 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、六町自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑で竹林化しております。西が畑、南が道路、北が田であります。目的実現の確実性は、融資証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から実現確実と思ひます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を整備する面積として全体で 3,760 m²で、2 箇所になります。それぞれパネル 278 枚は、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は、北側水路へ放流し、自然浸透するので特に問題ないと思ひます。被害防除につきましては、防護柵を設け、誓約書も添付されており、特に問題はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、太陽光発電施設を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 65 号について、7 月 11 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、麓自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地と畑、南が宅地、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、通帳の写し、資金提供承諾書が添付されている事から確実と思ひます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポートを整備する面積として全体で 446 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思ひます。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、公共下水道に放流するもので適当と思ひます。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思ひます。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第61号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第62号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○11番委員（○○○○○）

受理番号末吉7号について、7月11日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、池山中自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が国道、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の南側は、農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はあります。申請地は、建物については、平成6年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的集落接続施設に該当します。一般住宅として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第62号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（山○○○○○会長）

次に議案第63号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅4号について、7月11日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外的農用地利用計画指定用途に該当します。ついては、届出のとおり、農業用倉庫を設置する事で、やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

議案第63号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩致します。

（休憩：午前10時03分）

（休憩：午前10時13分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開致します。議案第64号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉76については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉77・末吉78については、私と○○○○○推進委員、末吉79については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉80については、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部81から財部84については、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部85・財部86については、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。続きまして、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉39号は、継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉40号は、打切です。

○18番委員（○○○○○）

大隅42号は、継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部45号は、継続をお願いします。

○7番委員（○○○○○）

財部46号は、継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉48号は、打切です。

○2番委員（○○○○○）

末吉49号は、打切です。

○1番委員（○○○○○）

末吉50号は、打切をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉51号から末吉52号は、継続をお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉53号は、成立です。

○14番委員（○○○○○）

財部54号から財部59号は、継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉61号は、継続です。末吉62号は、成立です。

○2番委員（○○○○○）

末吉63号は、継続です。

○11番委員（○○○○○）

末吉64号・末吉65号は、継続です。

○17番委員（○○○○○）

末吉66号は、打切をお願いします。

○15番委員（○○○○○）

大隅67号と大隅69号は、継続をお願いします。大隅68号は、成立です。

○8番委員 (○○○○○)

大隅70号は、継続でお願いします。

○3番委員 (○○○○○)

財部71号・財部72号は、継続です。

○14番委員 (○○○○○)

財部73号から財部75号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひ致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第65号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満財部81を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第65号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満財部81を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。
(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満財部 81 についてを議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 65 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満財部 81 については、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 66 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 66 号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に報告第 7 号合意解約等の報告については、総会資料の 31 ページから 35 ページですのでご覧下さい。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

事務連絡

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和 4 年第 7 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和4年7月20日（金） 午前10時22分開会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員